

よくある質問

Q 1 今回の改正で、私たち（市民の皆様）にどのようなメリットが生じるのですか？

A 1 今後は各省庁からの主務省令により、随時制度改正が行われますので、本市の規定も「条例」から「告示」に改めることで、迅速に対応し、速やかにマイナンバーの利用を可能とすることで、様々な行政サービスにおいて、証明書等の提出が不要となるなど、市民の皆様にとっての利便性の向上が期待できます。

Q 2 マイナンバーなどの特定個人情報の利用頻度が上がることで、情報漏えいなどのリスクが高まるのではないですか？

A 2 マイナンバーなどの特定個人情報の情報連携については、暗号化や、内容を容易に復元することができない通信の方法で行われていること、また情報連携時にはマイナンバーそのものではなく、マイナンバーを変換した符号が使うなど、様々な対策が取られています。

Q 3 「マイナンバー利用に関する規定」とは何ですか？

A 3 「マイナンバーを利用して行える事務」や、その事務を行うために必要な「マイナンバーなどの特定個人情報の連携など」について定めている規定で、法律や条例、告示などがあります。

Q 4 なぜ、「マイナンバー利用に関する規定」を「条例」から「告示」に変えたのですか？

A 4 マイナンバーなどの特定個人情報の連携などについては、これまで法律により規定されていましたが、国民の利便性の向上を図るため、マイナンバー法が改正され、厚生労働省などの各省庁において規定（主務省令）することになりました。そのため、本市におきましても、マイナンバーなどの特定個人情報の連携につきましても、市民の皆さまの利便性向上を図るため、「条例」による規定から、市長による「告示」による規定に改めたものです。

Q 5 「マイナンバー利用に関する規定」の経緯等を知りたいのですが。

A 5 本ページの「これまでの経緯と考え方」の4ページをご参照ください。

Q 6 そもそも「告示」とは何ですか？

A 6 「告示」は、行政機関（尼崎市）が、法令、条例、規則の規定に基づき、一定の事項を公示するもので、公示により一定の法的効果を伴うものです。「条例」は議決により制定する規定で、性質上、変更等には一定の時間を要しますが、「告示」は市長による行為になりますため、迅速な対応が可能となります。

Q 7 マイナンバー利用事務とは何ですか？

A 7 法令に規定に基づき、マイナンバーを利用することが出来る事務をいいます。マイナンバーについては、法令に基づくもの以外で利用することは出来ません。

Q 8 独自利用事務とは何ですか？

A 8 法令に規定するマイナンバー利用事務（法定事務及び準法定事務）と趣旨等が同一のもので、自治体の条例に規定することで、マイナンバー利用が可能となる事務です。尼崎市では「尼崎市個人番号の利用に関する条例」に規定されています。

Q 9 準法定事務とは何ですか？

A 9 法定事務に準じてマイナンバーが利用できる事務として主務省令（国の省庁が発する省令）に規定する事務です。（令和5年の法改正で創設）

Q 10 情報連携とは何ですか？

A 10 法令の規定に基づき、マイナンバー利用事務を処理するために必要な特定個人情報を他の自治体等との間で授受（照会及び提供）することです。

Q 11 庁内連携とは何ですか？

A 11 マイナンバー利用事務の実施のために利用する、マイナンバーなどの特定個人情報については、法令により実施する事務ごとに規定されていますが、その規定以外のマイナンバー利用事務で、同一機関内（尼崎市）でマイナンバーなどの特定個人情報を利用することを庁内連携といいます。

<庁内連携イメージ>

【法令の規定】

マイナンバー利用事務A	特定個人情報A
マイナンバー利用事務B	特定個人情報B



【市でのマイナンバー利用事務】

マイナンバー利用事務A	特定個人情報A
マイナンバー利用事務B	特定個人情報B
	特定個人情報A

マイナンバー利用事務Bの実施にあたり、特定個人情報Aも利用する場合
→法令の規定を超えて特定個人情報を利用→庁内連携の実施



【告示する内容】

マイナンバー利用事務B	特定個人情報A
-------------	---------

法令の規定を超える事務と特定個人情報を告示

※法令の規定どおりの内容は告示する必要なし

Q12 庁内連携する事務と特定個人情報の具体例は？

A12 本ページの「これまでの経緯と考え方」の5ページをご参照ください。